



防災

Disaster Prevention Guidebook

ガイドブック

菊 川 市



風水害



地震



原子力災害



避難所



備え



チェックリスト



菊川市
マスコットキャラクター
きくのん
©菊川市

令和3年度作成
発行：菊川市



はじめに

災害時に最初に守らなければならないのが自分と家族の命です。

地震被害や近年全国的に激甚化している台風や大雨の被害などを想定し、命を守り、命を繋ぐためには、何が必要か今一度考えましょう。

高齢化や核家族化など、それぞれに多種多様化している皆さんの生活において、災害対策に正解はありません。

一人ひとりがそれぞれに合った対策、備え、情報収集の方法などを考えることで、自分や家族の命を守ることに繋がります。

“いつか来る” 災害に、**“いつかやろう”** では、何も変わりません。起きてから困るのは自分と家族です。

行政による「公助」や自治会などによる「共助」などがありますが、人を助けるには「自助」つまり自分が助かることが第一です。

他人事ではなく **“今できること”** を自分と家族のために **“いつきても大丈夫”** なようにしておきましょう。





はじめに・目次 P1～2

災害への対応 P3～4

災害時の情報 P5～6

風水害 P7～12



風水害に備える・風水害時の避難行動

土砂災害について知っておきましょう

菊川市防災ハザードマップについて

菊川市マイタイムライン

地震 P13～18



地震に備える

地震発生時の避難行動

地震に備えるために市が実施している補助事業について

原子力災害 P19～22



原子力災害発生時の行動

屋内退避の指示が出されたら

避難所について P23～24



避難時の生活

多様な視点を取り入れた避難所運営

日ごろの備え P25～28



災害に備え、備蓄をしましょう

高齢者・乳幼児・妊婦・アレルギー・疾患のある方などがいる場合の備え

災害にも備えた感染症対策

ペットのための備え

被災者支援チェックリスト P29～裏表紙



災害への対応

災害への対応は、大きく分けて「備え」「発災時・直後の対応」「復旧活動」の3つに分けられます。災害に対して何をすべきか確認しましょう。

備え『自助』

●災害を知る

地震、風水害、突風、原子力災害など起こり得る災害を確認。

●身の回りのリスクを知る

ハザードマップや過去の災害から住んでいる場所やよく行く場所等のリスクや危険を確認。

●備蓄する

災害に備え、普段から食料や災害時があると便利な物を備蓄する。

●避難を確認しておく

身の回りのリスクを確認し、災害時に自宅から避難するかしないか、する場合はどこに避難するのか、避難経路の危険はないか、どのタイミングで避難するか等を事前に確認。

発災時・直後の対応『共助』

●避難する

垂直避難、水平避難を実施。避難所だけでなく、親戚や知人宅へ避難。

●安否の確認

家族や近所等の安否確認を行う。

●救出・救助

自分の身の安全を最優先し、助かった上で家族や近所等の救出・救助を実施。

●避難所運営

避難所の運営や作業を避難者全員で協力して実施。

復旧活動『共助・公助』

●住宅等の復旧

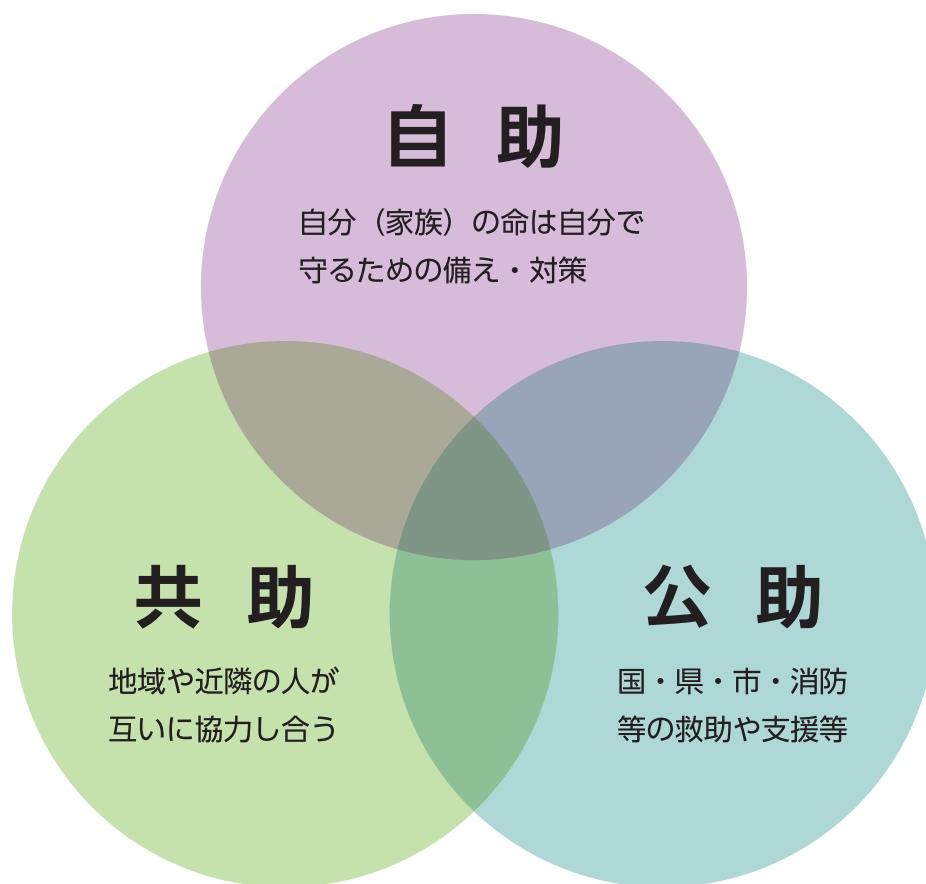
被災してしまった住宅等の修理・復旧。

●避難生活

避難所等におけるルールや役割分担を明確にし、避難者全員で協力して避難生活を行う。



防災の3本柱



過去の災害からも、大規模災害時には「公助」だけではなく、大切なのは「自助」と「共助」であると言われています。

自分と大切な家族、そして地域を災害から守るために、皆さんが普段から備えることや発災時の行動を考えておくことが必要です。

このガイドブックでは、そのために何が必要か、何をすべきかを掲載していますので、一人一人が行動する第一歩にご活用ください。



災害時の情報

災害時には、多くの情報がさまざまな媒体から発信されます。避難をするには正確な情報に基づいた行動が必要です。いざという時に、何からどんな情報を得るのかを普段から確認しておきましょう。菊川市では以下の情報発信を行っています。

菊川市の情報発信

茶こちゃんメール

大 分 類	中 分 類	配 信 内 容
防災情報 (24時間自動配信)	地震情報	菊川市で震度4以上の地震が発生した場合など地震に関する情報を配信します。
	気象情報	大雨などの各種気象警報が発表・解除された場合に配信します。
	土砂災害警戒情報	菊川市で土砂災害警戒情報が発表・解除された場合に配信します。
	火災情報	菊川市で発生した火災・鎮火などの情報を配信します。
同報無線・緊急情報 (24時間配信)	同報無線・緊急情報	同報無線で放送された内容を配信します。 災害発生の恐れがある場合に、避難情報など命に関係する情報も含まれます。 (風水害時における避難指示、大規模事故など)
イベント情報	イベント情報	市内で行われるイベント、講座などを配信します。
生活情報	コミュニティバス情報	コミュニティバスの運休情報やルート変更を配信します。
	子育て情報	健診などの子育てに関する情報を配信します。
	その他の生活情報	その他、市から住民の皆様へのお知らせなどを配信します。
防犯情報	防犯情報	注意喚起などの防犯情報を配信します。
英語	地震・気象・土砂災害	英語やポルトガル語で地震情報・気象情報・土砂災害警戒情報を自動配信します。
ポルトガル語		

詳細は菊川市公式ホームページ、または
右記を読み込んでご確認ください。



メールアドレス



ホームページ

同報無線・防災ラジオ

同報無線は、防災ラジオまたは、屋外スピーカーから聞くことができます。防災ラジオをお持ちでない方は貸し出しをしていますので、危機管理課（☎0537-35-0923）までご相談ください。また、**聞き逃した場合は、下記の電話番号から再放送を聞くことができます。(0537-35-2133)**

※過去2回分まで確認可能





菊川市LINE公式アカウント

菊川市LINE公式アカウントでは、防災情報をはじめ、子育て、観光・イベントなどさまざまな情報を発信しています。お使いのスマートフォンやタブレットなどにLINEのアプリをダウンロードして、下記より「友だち追加」をしてご利用ください。

●市からの情報を受け取るには

LINEの「友だち追加」から「ID検索」(ID: @kikugawa_city)
または右記を読み込んで登録してください。



菊川市LINE
公式アカウント

緊急速報メール

携帯電話会社が提供する、気象警報や緊急情報を迅速に配信するためのメールによる災害情報伝達サービスです。



docomo



au



SoftBank



楽天モバイル

①配信情報

緊急地震速報、避難情報など

②配信エリアと受信対象者

菊川市内にいる携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等をお持ちの方
※受信可否等は、各携帯電話会社の販売店にお問合せください。

③受信設定

受信設定については上記外部サイト又は販売店に問合せの上、確認してください。

その他の防災情報

テレビのニュースや天気予報だけでなく、データ放送では気象情報や防災情報が常時放送されています。また、この他にも知人や近所等と非常時に連絡・情報交換ができる体制を事前に整えておきましょう。

NHKデータ放送

NHKの地上デジタル放送では、避難所開設情報や避難情報等の防災情報を確認することができます。

川の防災情報（国土交通省）

<https://www.river.go.jp/portal/#80>
河川の水位や雨量を確認することができます。



気象庁ホームページ

(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

大雨や洪水警報の危険度分布や、雨の様子などを画像で確認することができます。



風水害

風水害に備える

風水害が発生してからでは、対策や自宅からの避難は困難になります。

普段から自宅やよく行く場所周辺にどんなリスクがあるかを事前に確認しておきましょう。

確認しておくこと	確認するもの
●自宅等の身の回りのリスクを知る	ハザードマップ
●避難経路を確認	ハザードマップ
●避難する場所の確認 避難所・親戚等の家・公会堂・自宅など	本紙 P23
●家族の安否確認方法・避難先の共有	本紙 P12のマイタイムラインを作成しましょう!
●備蓄の確認	本紙 P25

風水害時の避難行動

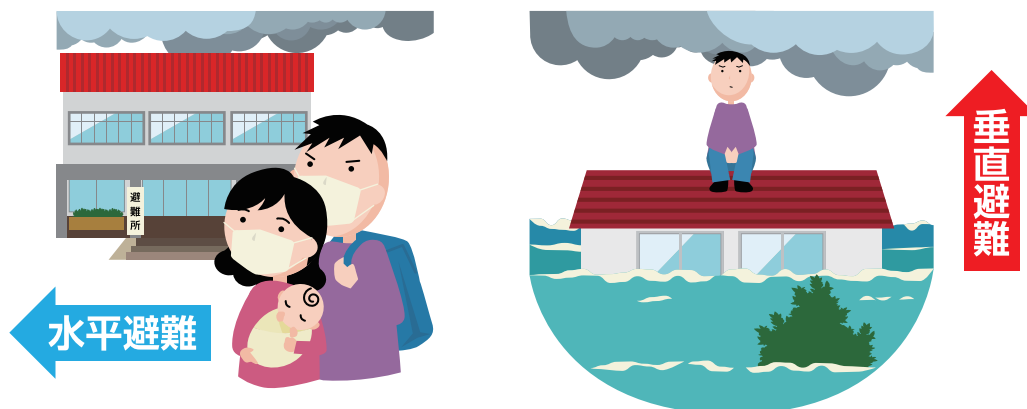
避難の方法

原則徒歩で避難しましょう。高齢者・障がい者などの歩行が不自由な方を伴った避難以外は、冠水した道路で車に閉じ込められてしまったり、渋滞が発生し緊急車両が通れないといったことが起きてしまうため、車での避難は避けましょう。

垂直避難・水平避難

垂直避難とは、洪水や津波の際に家や避難施設の高所階に上がって避難することをいいます。また、地震や火災では上階から地上へ下りて避難することなどをいいます。

水平避難とは、避難場所・避難所など安全な場所へ避難することをいいます。ただし、屋外へ出て避難することが危険な場合は、垂直避難をして安全を確保しましょう。





警戒レベルと避難情報を知っておきましょう

警戒レベルとは、市が発令する避難情報（避難指示等）に付される数字です。

災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動と当該行動を促す情報と関連づけるものです。

警戒レベル	避難情報等	避難行動
5	緊急安全確保	既に災害が発生している。 命を守る最善の行動をとる。 
4	避難指示	災害が発生する恐れが極めて高く、速やかに全員が安全な場所に避難。 
3	高齢者等避難	高齢者等の避難に時間を要する人や、危険を感じた人は安全な場所に避難してください。 
2	大雨・洪水・高潮 注意報(気象庁)	避難行動や気象情報を確認。 
1	早期注意情報 (気象庁)	災害への心構え。 

資料：内閣府（防災担当）・消防庁HP

※必ず順番どおりに発令されるものではありません。情報に注意しましょう。

※**いざという時、避難をするのか・しないのか、どこに避難するのかを決めるのは自分自身です。**非常時には上記の避難情報だけに頼らず、雨の降り方などの状況を見て早めに避難行動をとりましょう。

風水害

土砂災害について知っておきましょう

2つの土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害のおそれがある区域

指定
されると

災害情報の伝達や避難が早くできるように都道府県と市区町村などにより、警戒避難体制が整備される。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。

指定
されると

- 住宅宅地分譲、社会福祉施設など、特定の開発行為が許可制になる。
- 居室を有する建築物は、構造の安全性について建築確認が必要になる。
- 著しい損壊が生じるおそれのある建築物に対し、移転などが勧告される。

土砂災害の種類

土砂災害の前兆現象

が け 崩 れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



土 石 流

山腹・谷底の石や土砂が長雨や集中豪雨などにより一気に下流へ押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地 す べ り

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動する土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。





菊川市防災ハザードマップについて

菊川市では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域をマップに示した、「菊川市防災ハザードマップ」を作成しています。

あらためてハザードマップとはこういったものかを認識し、自宅や身の回りのリスクや危険について、必ず確認しましょう。

ハザードマップとは…

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害を予測し、その被害範囲の目安や避難所等を地図化したもの。

ハザードマップに掲載している内容

洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨及び指定の条件※により浸水が想定される区域とその水深を示す。

家屋倒壊等氾濫想定区域

想定し得る最大規模の降雨及び指定の条件※により、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示す。

浸水継続時間

想定し得る最大規模の降雨及び指定の条件※により、浸水が発生した場合に継続する時間。

過去の浸水実績

昭和57年台風第18号、令和元年台風第19号により、浸水した区域。



土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害の恐れがある区域で、警戒区域と特別警戒に分けられている。

震度分布・液状化危険度

静岡県第4次被害想定に基づき、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、菊川市に被害が最も大きくなる想定による、市内における震度の分布及び液状化の危険度を示す。

※想定し得る最大規模の降雨及び指定の条件

対 象 河 川：菊川水系 菊川、牛淵川、下小笠川

想 定 規 模：想定最大規模（概ね1,000年に1度程度）

前提となる降雨：菊川流域の12時間雨量598mm

下小笠川流域の1時間雨量141mm



市ホームページでも
確認できます

風水害

ハザードマップで確認すること・注意点

自宅や自宅周辺、勤務先や学校、通勤や通学の経路上に
洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等がないかを確認

災害リスクの有無と、どんな危険があるかを確認しましょう
例：浸水の場合は浸水深を確認（30cmと3mでは対応が変わります）



自宅や周辺等に危険がある場合は、状況や避難に要する時間を
自ら判断し、自宅から避難するかどうかを判断

例：自宅が浸水想定区域にのみ入っているが、30cm未満の水深である。
例：自宅が土砂災害特別警戒区域にある

→避難しない or 避難する



自宅での避難や避難する場合は、どこへ避難するかを確認

例：自宅の2階へ垂直避難

例：指定避難所へ避難

例：自宅の山側から離れた部屋へ水平避難

例：親戚、知人・友人宅へ避難

注 意 点

- 洪水浸水想定区域については、10ページに記載の対象河川のみ想定区域です。その他の河川による浸水が発生する可能性もあることから、想定区域に自宅等が入っていない場合も、過去の浸水実績等を確認し危険性を理解しておきましょう。
- 避難先を検討する際は、必ず自分の地域の指定避難所等に避難しなければならないという事ではありません。自宅の地区等に関係なく、どの避難所へも避難することが可能です。また、各自治会等により集会所や公会堂を避難所として開設する場合がありますので、各自治会等を確認してください。
- 自宅で避難をする場合は、安全が確保できる対策を実施しましょう。また、備蓄品を2階等にも分散しておくなど、万が一に備え、対応できる対策をしましょう



菊川市マイタイムライン

マイ・タイムラインを
作成してみましょう！



家のマイ・タイムライン

時間の流れ		あなた（我が家）の行動	
日常	自分の地域を知る	☒ あなたの住んでいる地域の危険はなんですか？ ☐ 洪水浸水想定区域 ☐ 土砂災害警戒区域	
	台風や大雨の予報 警戒レベル1 早期注意情報 警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 大雨となる 大雨警報 (土砂災害、浸水害) 洪水警報 暴風警報	☒ あなたやあなたの家族に、避難の際、配慮を必要とする方はいますか？ ☐ はい ☐ いいえ	
数時間前	台風の発生・梅雨前線の活発化など 河川の水位が上昇 河川の水位が「避難判断水位」に到達 台風に関する気象庁の記者会見（最大級の警戒を呼び掛け） 大雨が一層激しくなる 河川の水位が「氾濫危険水位」に到達 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 大雨特別警報 広範囲で数十年に一度の大雨	☒ 住んでいる場所で気を付けなければならない川はありますか？ 1. 川 / 2. 川 / 3. 川	
		☒ あなたが行く指定避難所は？ 風水害時： 地震災害時：	
		☒ 家族情報、決まり事等	
		☒ 台風が接近する前あなたの対策は？（完了したら ☒ を入れよう） ☐ 強風で飛ばされそうな物品の片づけ、固定をする ☐ 土のうの準備などの自宅の浸水対策を実施する ☐ テレビ、ラジオ、スマートフォン等から気象や河川の状況を確認する ☐ 携帯電話を充電しておく ☐ 食糧や水を買置きしておく ☐ 家族の行動を確認しておく	
		☒ 非常持ち出し品をチェックしましょう！（足りない物は買い出しする） ☐ ヘッドライト（懐中電灯） ☐ 毛布などの寝具 ☐ くつ、スリッパ ☐ 持病の薬 ☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯電話（充電器） ☐ 携帯食、飲料水 ☐ 個人的に必要なもの※	※例えば、哺乳びん、おむつ、予備メガネなど準備するものではありませんか？
		☒ あなたが避難するタイミングと場所は？ 避難するタイミング： 避難する場所：	
		☒ 避難する際の行動は？（完了したら ☒ を入れよう） ☐ 周囲の状況、防災気象情報に注意する ☐ 指定避難所（ ）の開設状況を確認する ☐ 屋内で安全を確保する ☐ 家族、知人等（ ）に避難することを伝える ☐ 火の元、戸締りを確認する ☐ 知人、親戚宅など近隣の安全な場所へ避難する すべて終わったら、避難を開始する!!	

マイタイムラインの様式は、菊川市公式ホームページに掲載していますので、是非作成してみましょう。右記から読み取って使用してください。



地震に備える

地震はいつどこで発生するか分かりません。普段から家の中の危険な場所を確認し、対策しておきましょう。

家屋の倒壊・家具の転倒から身を守る

阪神・淡路大震災で亡くなった方のほとんどが建物の倒壊など（倒壊が特に多かったのが昭和56年5月以前に建築された木造住宅）による圧死でした。また、けがをした方のおよそ半分は家具の転倒が原因でした。

住宅の耐震化や家具の固定をすることが、命を守る「備え」となります。

①自宅の耐震強度を知って、必要な補強をしましょう

菊川市では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の無料耐震診断や耐震補強の補助をしています。

②耐震補強ができない場合は、身の安全を確保しましょう

自宅の耐震化や補強が難しい場合は、耐震シェルター（部屋の中に設置する丈夫な部屋）、耐震ベッド（鉄骨などで作った丈夫な屋根があるベッド）などを購入し、家屋の倒壊から命を守りましょう。菊川市では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅など、条件を満たす対象者に対し、購入や設置に係る経費の補助金制度があります。



防災ベッドの例



耐震シェルターの例

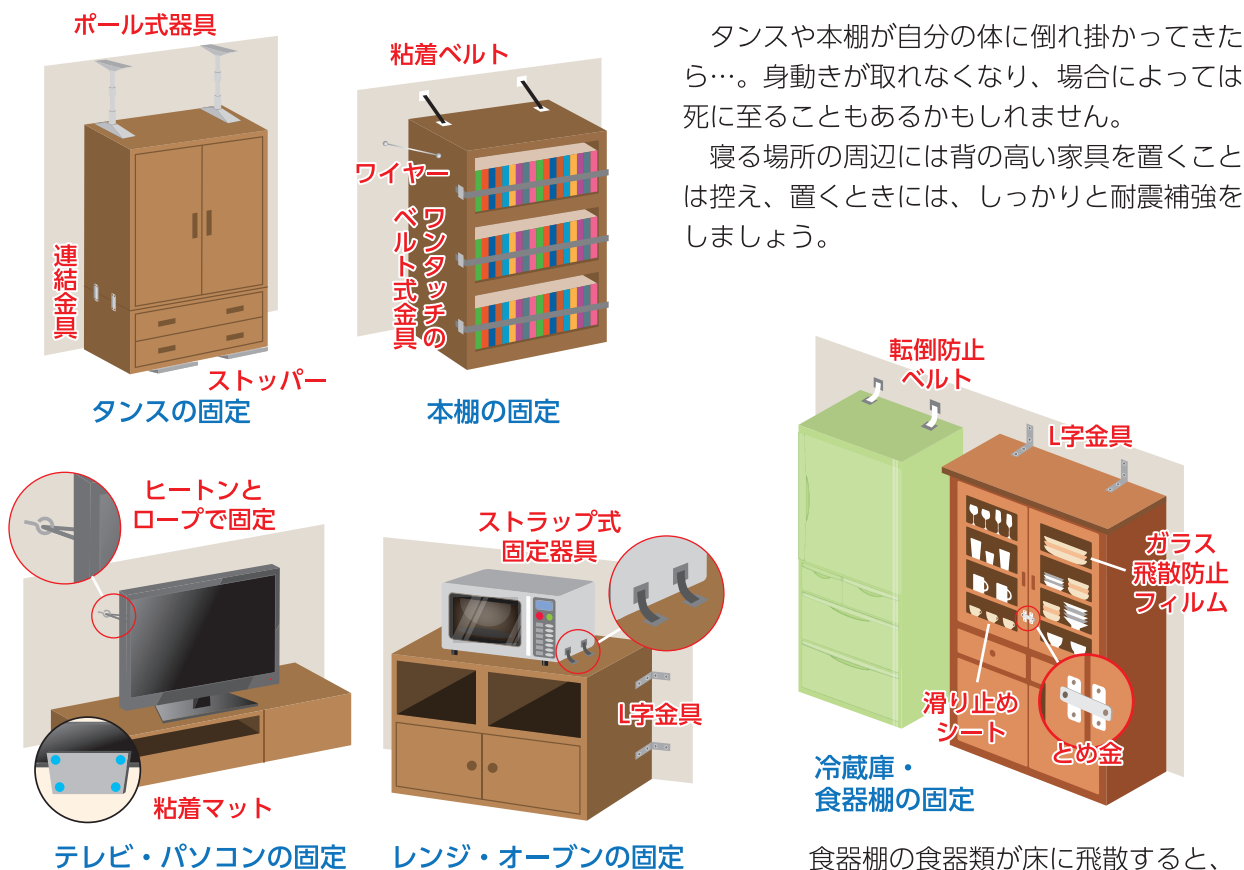
本紙P17・18で市が実施している補助制度を掲載しています



③家具の転倒防止をしましょう

自宅の耐震が大丈夫でも、タンスが倒れたり、ガラスが割れたりするなど、家の中にも危険が潜んでいます。家具や電化製品を固定しましょう。

菊川市では、高齢者のみ世帯などを対象に、家具の固定を行う支援制度があります。



タンスや本棚が自分の体に倒れ掛かってきたら…。身動きが取れなくなり、場合によっては死に至ることもあるかもしれません。

寝る場所の周辺には背の高い家具を置くことは控え、置くときには、しっかりと耐震補強をしましょう。

テレビや電子レンジなど、台の上に置いてあるだけの重たいものは、大きな地震があった際には部屋の中を飛び回り、大変危険です。しっかりと固定をしておきましょう。

食器棚の食器類が床に飛散すると、避難の際に足にけがをしてしまい、避難行動がとれなくなるかもしれません。とめ金などを取り付けておけば防ぐことができます。

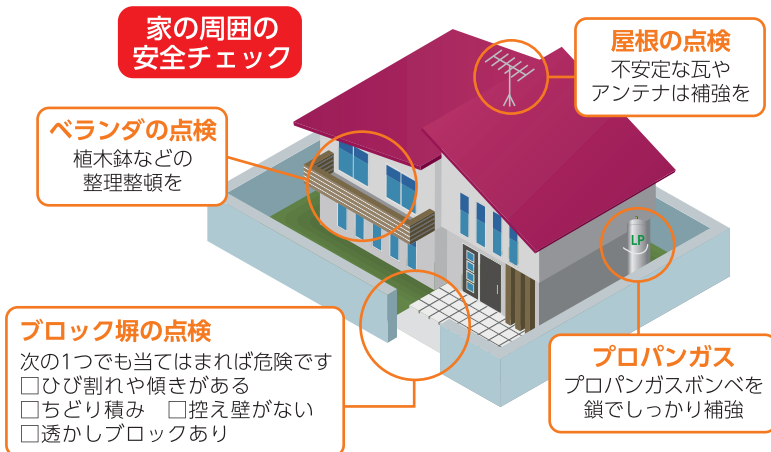
身の回りの安全を確保する

過去の地震では、ブロック塀が倒れ、人の命を奪ったり、緊急車両が通行できなくなりました。

右図を参考に、住宅周囲の点検を行いましょう。

菊川市では危険なブロック塀の撤去に補助金が出ます。

→詳しくは、本紙P17へ。



本紙P17・18で市が実施している補助制度を掲載しています

地震

身の回りの安全を確保する

普段からのちょっとした心がけが命を守る**備え**となります。

寝室などには、倒れそうな家具を置かないようにしましょう。これにより、倒れた家具等の下敷きになってしまう事や、避難の妨げになることを防ぎます。

各部屋の出入口付近や玄関などには、安全に素早く避難できるように、倒れやすいものを置かないようにしましょう。また、難しい場合は、ドアの開閉の向きなどにより、避難の際に開閉ができなくならないよう配置しましょう。

リビングなどの人の出入りが多く、いる時間が長い場所には家具をできるだけ置かないようにし、人の出入りの少ない部屋にまとめて置くなどすることで、できるだけ安全なスペースができるようにしましょう。



地震による電気火災から身を守る

阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の過半数は電気火災でした。地震による停電の後、電気が復旧した際に切れた電線がショートしたり、スイッチが入れっぱなしだった電化製品から出火したりするなど、思いもよらない火事（通電火災）が発生することがあります。

このような火災から生命・財産を守るため、地震の揺れを感知し、自動的に電気を遮断するものです。感震ブレーカーを設置することで、電気火災の未然防止に有効です。

菊川市では、高齢者世帯などを対象に、家具の固定を行う支援制度があります。



本紙P17・18で市が実施している補助制度を掲載しています



地震発生時の避難行動

屋内にいた場合

家の中

- 揺れを感じたら、身の安全を確保する。揺れがおさまったら、火の確認をすみやかに行う。(コンセトやガスの元栓処置も忘れずに)
- 乳幼児や病人、高齢者など要配慮者の安全を確保する。
- 裸足で歩き回らない。(ガラスの破片などでケガをする)

屋外にいた場合

路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物からカバンなどで頭を保護して、空き地や公園などの安全な場所に避難する。
- 近くに空き地などが無いときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。

電車などの車内

- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外に出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる

家を離れる際の注意点

- 家を出る時には忘れずにガス・水道の元栓を閉め、電気のブレーカーはOFFにする。(二次災害防止)
- 空き巣等の被害を防ぐ為、家の戸締りをする。(盗難防止)
- 災害用伝言ダイヤルなどを活用して自分の安否確認を残す。

お店などの家以外の建物の中

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示に従い、落ち着いた行動をとる。
- 避難にはエレベーターを絶対に使わない。係員の指示に従い、非常階段を使って避難する。



車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れが収まるまで冷静に周囲の状況を確認し、カーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要な時は、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

海岸付近

- 高台へ避難し、津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは、海岸に近づかない。



地震に備えるために市が実施している補助事業について

●わが家の専門家診断事業（令和6年度まで）

無料で専門家による耐震診断を受けられます。

【対象】 昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅

【担当】 都市計画課 ☎35-0957



●木造住宅耐震補強補助金（令和7年度まで）

耐震補強の設計費用および工事費用を補助します。

【主な対象条件】

- ・ 昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅
- ・ 現在の耐震評価が1.0未満
- ・ 耐震評価を0.3以上あげ、かつ、工事後に1.0以上となる

【補助金額】

最大100万円（居住者全員65歳以上の住宅・要介護者が居るお宅・重度の障がい者が居るお宅は、最大120万円）

さらに現在の耐震評価が0.7未満で工事後に1.2以上となる住宅で、家具固定＋耐震補強PRをすると、補助金額を15万円上乗せ

【担当】 都市計画課 ☎35-0957



●ブロック塀撤去事業補助金

【対象】

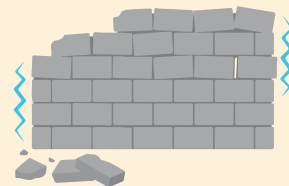
公道に面し、道路面から60cmを超える高さの危険なブロック塀を全撤去する工事

【補助金額】

「撤去費用」と「塀の補助対象延長(m)×9,200円」を比べて少ない方の3分の2（上限26万6,000円、千円未満切捨）

さらに、市指定避難路に面するブロック塀は、撤去後にフェンスなどを造る費用も補助します。

【担当】 都市計画課 ☎35-0957



●耐震シェルター・防災ベッドの購入費補助金

室内に安全な空間を確保できる耐震シェルター及び防災ベッドの購入・設置にかかる費用の一部を補助します。

【補助金額】

- ・ 耐震シェルター：本体購入、運搬及び設置に要する費用の2分の1以下（上限12万5,000円）
- ・ 防災ベッドまたは防災ベッドフレーム：本体購入に要する費用の2分の1以下（上限12万5,000円）

【担当】 危機管理課 ☎35-0923





●家具転倒防止事業

条件を満たす世帯に対し、1世帯あたり5箇所以内の家具固定を市が無料で実施します。

【補助対象者】

実施年度の4月1日に菊川市内に住所を有し、下記のいずれかに該当しており、過去に家具転倒防止事業を実施したことがない世帯。

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②要介護度3以上の認定を受けている人の属する世帯
- ③身体障害者手帳1級、又は2級の交付を受けている人の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている人の属する世帯
- ⑤療育手帳A1、A2、又はA判定の交付を受けている人の属する世帯

【担当】 危機管理課 ☎35-0923



●感震ブレーカー設置事業費補助金制度

地震災害時における電気火災の発生を防止するため、条件を満たす世帯に対し、地震の揺れを感じたときに自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの設置費用の一部を補助します。

【補助対象者】

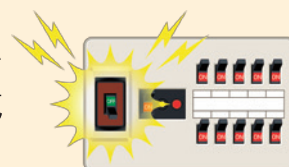
菊川市内に住所を有し、下記のいずれかに該当しており、過去に感震ブレーカー設置事業費補助金を活用したことがない世帯。

- ①65歳以上の高齢者世帯
- ②要介護度3以上の認定を受けている人の属する世帯
- ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている人の属する世帯
- ⑤療育手帳A1、A2、又はA判定の交付を受けている人の属する世帯

【補助金額】

感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の3分の2以内の額で25,000円を上限とする。

【担当】 危機管理課 ☎35-0923



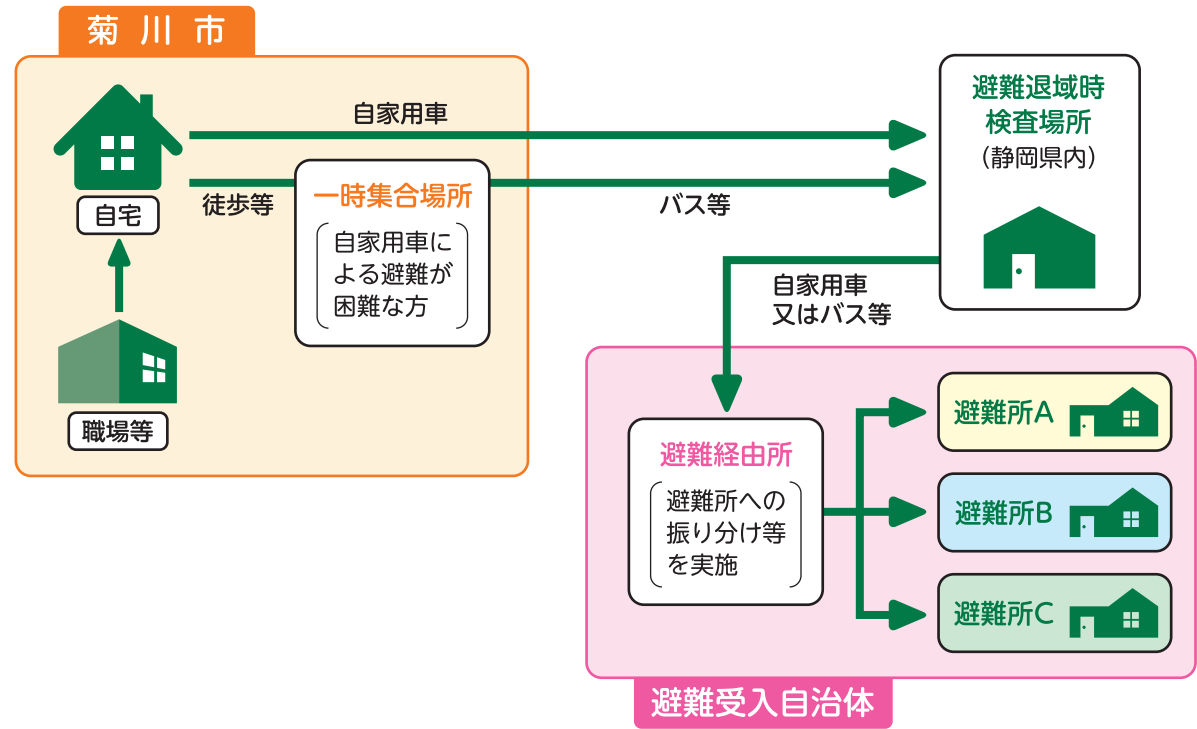
原子力災害

原子力災害発生時の行動

浜岡原子力発電所で原子力災害が発生したときには災害の進展に伴い、放射性物質の放出の恐れがある状況となったときには全ての市民に対し「屋内退避」が指示されます。さらに事態が進展し、放射性物質の放出に至った場合には、8つに分割した区域ごとに測定される放射線量の測定値が基準に該当した区域に対して、一時移転あるいは避難の指示が出されます。

- ①まずは最優先として屋内退避。自宅に退避し、避難の準備をします。
- ②放射線の数値によって、市から避難の指示をします。
- ③原則、自家用車で避難。困難な方は一時集合場所からバスで避難。
- ④災害の規模、状況により避難する場所が違います。

避難実施のイメージ



避難する場所

市では、あらかじめ避難先を決めていますが、避難先が被災することもあります。災害の規模や状況により、避難先を決定します。

避難先 1	避難先	浜松市、湖西市、愛知県豊橋市及び田原市
	事 象	原子力災害が単独で発生した場合等
避難先 2	避難先	富山県高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市
	事 象	大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合



避難先 1 避難単位・一時集合場所・避難先・避難経由所

避難単位	地 区	一時集合場所	避難退域時 検査場所	避難先	避難経由所	避難所
1	小笠南地区	みなみやま会館	避難経路上に設けられたいずれかの検査場所	浜松市	引佐運動広場 (浜松市北区引佐町東黒田)	避難経由所で指示
2	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷を除く)	くすりん			引佐総合公園 (浜松市北区引佐町井伊谷3858-1)	
3	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷)					
4	平川地区	ひらかわ会館		湖西市	湖西運動公園 (湖西市吉美830-1)	
	嶺田地区	みねだ会館				
	横地地区	横地地区センター		豊橋市	豊橋総合スポーツ公園 (愛知県豊橋市神野新田町メノ割1-3)	
5	加茂地区	加茂地区センター			田原市	
	内田地区	内田地区センター				
6	六郷地区	六郷地区センター				
7	西方地区	西方地区センター				
	町部地区	町部地区センター				
8	河城地区	河城地区センター				

避難先 2 避難単位・一時集合場所・避難先・避難経由所

避難単位	地 区	一時集合場所	避難退域時 検査場所	避難先	避難経由所	避難所
1	小笠南地区	みなみやま会館	避難経路上に設けられたいずれかの検査場所	砺波市	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬241)	避難経由所で指示
2	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷を除く)	くすりん		小矢部市	小矢部運動公園 (富山県小矢部市平桜字岡山200)	
3	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷)	くすりん (小笠東小学校)		砺波市	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬241)	
4	平川地区 (上平川・池村・堤を除く)	ひらかわ会館		高岡市	高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚428-1)	
	平川地区 (上平川・池村・堤)	みねだ会館				
	嶺田地区					
	横地地区					
5	加茂地区	加茂地区センター		氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川43-1)	
	内田地区	内田地区センター				
6	六郷地区	六郷地区センター		高岡市	高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚428-1)	
7	西方地区	西方地区センター				
	町部地区 (柳町を除く)	町部地区センター		氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川43-1)	
	町部地区 (柳町)	西方地区センター				
8	河城地区	河城地区センター				

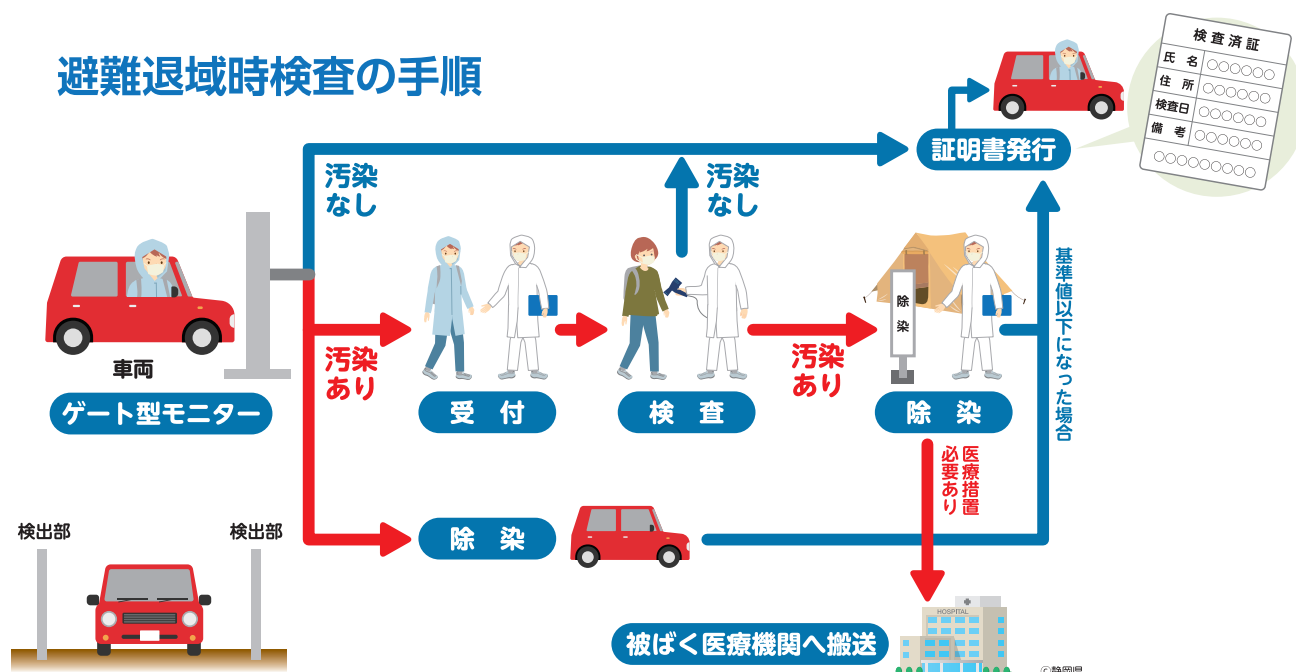
避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数

避難方向	位 置	候 補 箇 所
東方	東名高速道路沿道・IC周辺	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路沿道・IC周辺	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号沿道	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号沿道	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路沿道・IC周辺	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA 航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路沿道・IC周辺	遠州森PA、浜松SA
	国道1号沿道	(調整中)
	国道150号沿道	竜洋海洋公園
	県道沿道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

※避難退域時検査場所は県の判断により開設される。

避難退域時検査の手順



※避難実施の際は、避難退域時検査を必ず実施し、検査の結果が基準値以下であることを証明する「検査済証」の交付を受ける必要があります。



屋内退避の指示が出されたら

自宅等の建物に入り、できる限り外気に触れないよう、窓やドアを全て閉めてください。コンクリート等の気密性の高い建物がより被ばくを減らすことができます。

市から避難の指示が出されるまでは屋内で退避し、以下の点に注意しましょう。



(資料：原子力防災のしおり 平成29年3月 静岡県)

※屋内退避することで、建物の気密性や遮蔽効果によって、放射線による影響を回避したり、低減させることができます。

避難所について

避難情報が発表された際に避難する場所を確認し、普段から避難経路を確認しておきましょう。

※必ず自分の地区にある避難所へ避難しなければならない訳ではありません。

※避難する際は、食料や備蓄品を持って避難しましょう。

菊川市指定避難所一覧（令和3年7月時点）

地 区	自 治 会	地 震	台風・大雨
西方地区	公文名、沢田、島川、田ヶ谷、堀田上、堀田下、堀之内	堀之内小学校	西方地区センター
町部地区	緑ヶ丘、日吉町、宮前、西通り、本通り上、本通り下、新通、初咲町、日之出町1、柳町	堀之内小学校	町部地区センター
加茂地区	白岩下、白岩段、西袋、三軒家、小川端、長池	加茂小学校	加茂地区センター
	白岩東	菊川西中学校	
内田地区	森、御門、杉森、政所、月岡、東平尾、西平尾、稲荷部、高田、段平尾、平尾	内田小学校	内田地区センター
六郷地区	五丁目上、五丁目下、打上	菊川西中学校	六郷地区センター
	日之出町2、上本所上、上本所下、上本所団地、雇用促進第1、虹の丘、宮下	菊川東中学校	
	下本所、下半済、小出、神尾上、神尾下、牛渕上、牛渕下、島	六郷小学校	
	牧之原上、牧之原下	牧之原農村婦人の家	
	青葉台1、青葉台2、青葉台3、県営住宅、つつじヶ丘、雇用促進第2、仲島	青葉台コミュニティセンター	
横地地区	奥横地、段横地、川島、西横地、土橋、奈良野、三沢、横地雇用促進、星ヶ丘	横地小学校	
河城地区	吉沢、上倉沢、下倉沢、六本松、友田、東富田、西富田、沢水加、和田	河城小学校	河城地区センター
	潮海寺上、潮海寺中、潮海寺下、富士見台	菊川東中学校	
平川地区	上平川、池村、志茂組	小笠北小学校	
	堤、志瑞、石原、八幡谷、東組、奥の谷、新道、下新道、本町、岳洋、五反通、平ノ都	岳洋中学校	平川コミュニティ防災センター
嶺田地区	東嶺田、中嶺田、西嶺田、西ヶ崎、堂山	小笠北小学校	小笠北小学校
	大石	小 菊 荘	
小笠南地区	河東西、河東中、東河東、南町、山西、高橋口、高橋中、南ニュータウン、大門、サンライズ	小笠南小学校	小笠南地区 コミュニティセンター
	原磯部（磯部）	小笠東小学校	
	原磯部（高橋原）	布引原南公民館	
小笠東地区	布引原	布引原南公民館	
	丹野、古谷、川東、川中、川西、三協、棚草、赤土上、赤土下、赤土団地、城山下、花水木	小笠東小学校	



避難時の生活

避難所の運営は自主運営を基本とします。また、災害時に、避難所の運営を円滑に行うためには、避難所を利用する方々皆さんの協力が不可欠です。

特定の人々の過度な負担とならないよう、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）の、年齢、性別、国籍に関係なく、役割分担や当番制により全員で対応しましょう。

避難所内でのマナー・ルール

避難所運営をする人も含めて、避難所にいる全員が被災者です。マナーとルールを守り、みんなで支えあいましょう。



- ① ゆずりあいの心をもって生活しましょう。
- ② 共同生活の和を乱さないように、決められたことを守りましょう。
- ③ お互いのプライバシーを尊重し、むやみに他人の場所に立ち入らないようにしましょう。
- ④ トイレは最も密接な共有施設です。汚してしまったら、自分できれいにしましょう。仮設トイレの場合はなおさらです。
- ⑤ ゴミの分別を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちましょう。
- ⑥ お年寄りや身体の不自由な方、乳幼児を抱えた方など、要配慮者への気配りを心がけてください。
- ⑦ 支援物資などは、秩序ある配分を心がけ、要配慮者に優先して配給しましょう。

多様な視点からの避難所運営

避難所は様々な人が利用します。男性・女性、大人・子ども、妊婦、外国人、障がいのある人など、違った立場の人が共同で利用することから、声を上げられない少数の方のニーズや多様性に配慮し、それぞれの意見を取り入れた避難所となるよう配慮しましょう。

配慮の実例

- 授乳室を設ける ● 男女別の更衣室を設ける ● 女性の生活物資を分けて置く
- 性別による役割分担をしない ● 女性や子どもの意見を取り入れる
- 赤ちゃんや子どもへの理解を周知する

日ごろの備え

災害に備え、備蓄をしましょう

食料品

1週間（7日分）以上の備蓄を心がけましょう。アルファ化米、レトルト、缶詰など長持ちする食品や、普段食べ慣れたものを用意し、**ローリングストック（回転備蓄）**を行いましょう。

多めに買い置きをし、消費期限の短い物から順番に消費します。消費したら買い足すことで消費期限をうまく管理出来ます。



飲料水

飲料水は1人1日3リットルが目安です。衛生面、安全面の点からペットボトルが便利です。

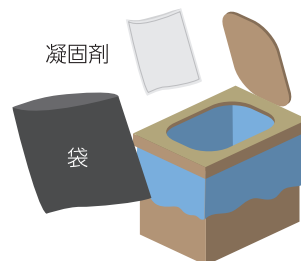
雨水を溜めたり、ポリタンクに入れた水を保管しておく、手を洗ったり汚れを洗い流したりすることに使えるため、さらに便利です。



トイレ

食料と同様に、災害時になくては困るのがトイレです。水が流せなくても使用できる、簡易トイレや携帯トイレを備蓄しましょう。

1人1日5回程度トイレに行くとされていますので、家族×1週間分のトイレを必ず備えましょう。



感染症対策用品

新型コロナウイルスや、新型インフルエンザなどの感染症対策として、普段使用しているマスクや体温計、消毒液などを多めに買い備蓄しておくなど、他人と自分の身を守るための備えをしておきましょう。また、テントや間仕切りなどを用意しておくことで、プライバシーの保護と同時に感染症対策にも役立ちます。



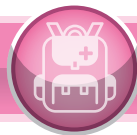
その他

カセットコンロ、ガスボンベ……………災害時や停電時等にも温かい食事を調理することができます。

ランタン、懐中電灯など……………災害時に暗闇で動くことは危険が伴います。すぐに使用できるよう、身近な場所に備えておきましょう。

衛生用品……………おむつや生理用品、歯ブラシなどの無くては困るものを備えましょう。

生活必需品など……………ティッシュやトイレットペーパー、水道が止まってしまった場合に洗う必要のない紙皿や紙コップなど、停電や断水を想定し、あると便利なものを備えましょう。また、常備薬についても備えましょう。



高齢者・乳幼児・妊婦・アレルギー・疾患のある方などがいる場合の備え

災害時に初めて食べる物や、普段食べないものを口にするのは不安だと思います。通常の備蓄だけでなく、それぞれの方に合わせたものや、普段食べているものの備蓄が必要です。

また、粉ミルクやオムツなど、災害時に手に入らなかったり、手に入っても選べません。普段と違うものを使用することでストレスになる可能性があるため、普段使っているものを備蓄しましょう。

周囲に伝えることの重要性和難しさ

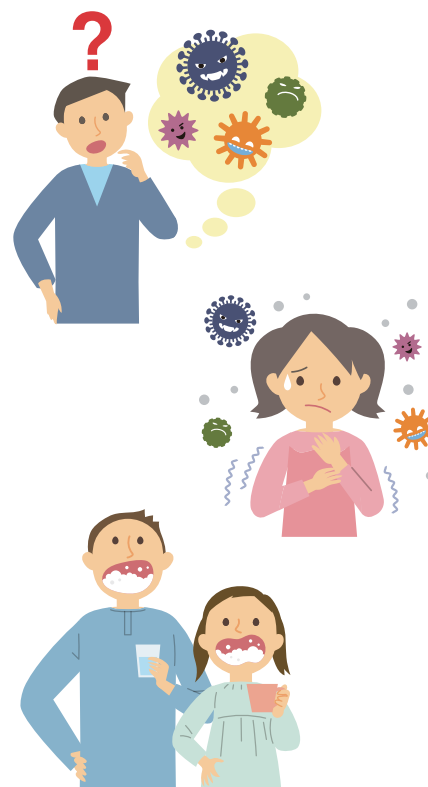
自分にアレルギーや疾患があることを伝えることは容易ではありません。なかなか言い出せないことから、配られた食事に手を出せなかったという事例も過去の災害でも報告されています。

本人ができること

- 避難所等へ入所する際に、避難所利用者登録票にアレルギーや疾患、妊婦がいるか等の配慮が必要な事項を記入してください。
- 言い出しにくい場合でも、自分のアレルギーや疾患について、可能な範囲で周囲に伝えてください。
- 普段から、カバン等に連絡カードや、アレルギー表示キーホルダーなどを付け、言い出さなくても周囲に気付いてもらえるようにしてください。

周囲ができること

- 避難者の中には、自分のアレルギーや疾患などを言い出せずにいる方もいます。周囲から声掛けや聞き取りを行うなど心掛けましょう。
- 本人から申し出が無くても、持ち物等に配慮する事項を表示している場合があることを知っておきましょう。
- 避難所等で、食料の配給や炊出しを行う際には、アレルギーや疾患について聞き取るなど配慮しましょう。



【参考】

- 1.厚生労働省、一般社団法人日本アレルギー学会「アレルギーポータル」
- 2.日本小児アレルギー学会ホームページ
- 3.一般社団法人LFAJapanホームページ



1



2



3

日ごろの備え

災害にも備えた感染症対策

新型コロナウイルスや、新型インフルエンザなど、災害時の避難所などでは、人が集まることからリスクが高まります。普段から感染症対策を徹底するとともに、災害時の対策としてできることを考えておきましょう。

感染症から身を守るために…

●感染症対策用品を備蓄し、避難するときは持参して避難

マスクや消毒液の他に、避難所等で人との接触を避けることや、プライバシーを守るためにパーテーションやテントなどの用品を備える。



●在宅避難を検討し、備える

避難所へ行くことだけが避難ではありません。なるべく避難所の密を避け、リスクを下げることや、ストレスによる体調不良などを防ぐために、自宅で避難生活ができるような備えや、安全な友人や知人宅へ避難すること検討し、そのために必要なものを準備しましょう。

●避難所では、一人一人が細心の注意をする

避難所へ避難する場合は、手洗い・消毒の徹底や、咳エチケット、トイレ等の衛生管理、体調管理の徹底など、避難者全員が意識することで、自分の身を守ることに繋がります。



ペットのための備え

災害時におけるペットの避難は、過去の災害では離れ離れになってしまう事例や、避難所においてトラブルの原因となってしまう事例も報告されています。家族の一員である大切なペットを守るための対策を普段から実施しておきましょう。

平常時

●住まいの防災対策

飼い主自身の身を守るとともに、ペットの安全を確保するための対策を実施する必要があります。屋外で飼育するペット等のケージやリードの配置など、災害からペットを守る対策をしましょう。

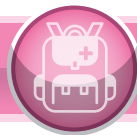
●ペットのしつけと健康管理

避難等で、他人や他のペットと接触することが増えると、ペットにもストレスが溜まり、吠えたり、鳴いたりすることが考えられます。普段からしつけを行うとともに、感染症の予防と繁殖行動の抑制など、健康管理をしましょう。

●ペットが迷子にならないための対策（所有者表示等）

万が一災害によりペットが逃げ出して迷子になってしまった場合や、避難所等で飼い主が分かるよう、ペットに鑑札や名札、注射済票などを付けましょう。





● ペット用の避難用品や備蓄品の備え

災害時は人間の食料でさえ安定して手には入らない可能性もあります。ペットの食料や飲み水などは、ペットの普段食べる物等を1週間分以上必ず備蓄しましょう。

● 避難所等の確認

災害時にペットとともに避難する避難所等の確認をしておくとともに、ペットにとっても慣れた自宅で過ごすことが一番です。周囲とのトラブル回避や健康管理のためにも、避難所等への避難だけでなく、在宅避難ができるような対策をしておきましょう。

災害時

● ペットの同行避難

避難所等へ同行避難することは可能ですが、盲導犬等の特別な事情を除き、原則避難所内へペットを連れて入ることはできません。各避難所等のルールに従い、ペットは屋外や指定された場所で避難することとなります。

● 避難所等でのペットの飼育マナーの遵守と健康管理

避難所等では、たくさんのペットや人と接触し、生活することが予想されます。トイレのしつけや、健康管理を行い、不必要に吠えてしまったり、繁殖行動等により周囲とトラブルに発展しないようにしましょう。



【参考】

環境省ホームページ



静岡県ホームページ



被災してしまった時のために 支援情報を備えましょう

市では、災害時の被災者支援活動についての対策として静岡県弁護士会と災害支援協定を締結しています。

静岡県弁護士会では、平常時から災害時に利用できる公的支援について「被災者支援チェックリスト」を作成し情報提供を行っています。

平常時から、支援のことを知っていただくことにより、被災してしまったときに必要な支援を速やかに受けるための「備え」となりますので、ご自分に必要な支援について、チェックを行っておきましょう。

次ページにチェックリストがあります



この被災者支援チェックリストは、災害時に被災者が受けられる可能性がある主な支援制度を、お困りの内容ごとにまとめたものです。被災された方に、少しでも早い段階でたくさんの支援制度を知ってもらい不安解消につなげてもらいたい。支援制度を活用して災害からの生活再建につなげてもらいたいという弁護士の思いにより作成したものです。(静岡県弁護士会ホームページより引用)

掲載する情報のなかから必要な支援情報をチェックしておきましょう。

- 災害時特有の問題を知りたい … ①へ
 - 住宅の修理・再建の支援制度 … ④へ
 - 個人が抱えるローンの悩み … ⑥へ
 - 雇用・事業の支援制度 … ⑧⑨へ
 - お金の支援制度(給付・貸付) … ②③へ
 - 仮設住宅・公営住宅 … ⑤へ
 - 子ども・教育の支援制度 … ⑦へ
 - 税金・保険料などの減免制度 … ⑩へ
- 支援の内容についての詳細は、各制度の（ ）内に記載された窓口等にご相談ください。

①災害時特有の制度・問題

□り災証明とは（税務課）

市町村が発行窓口となる、地震・水害等による住家の被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊など）を証明するもの。

各種支援金、義援金、税の減免、融資申請等に必要。生命保険、損害保険の請求には原則不要です。被害証明のために被害状況が分かる屋内外の写真をたくさん残しましょう。

□被害の状況を写真や動画で残す

り災証明など住家の被害を証明するために、片づけ・修理の前に、被害状況が分かる屋内外の写真や動画をたくさん残しましょう。

□応急危険度判定とは（都市計画課）

余震等による二次被害防止のため、緊急に建物の危険性等をチェックするもの。危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーが貼られます。り災証明書のための被害調査とは異なる制度です。赤（危険）＝り災証明書の全壊認定ではありません。

□権利証や健康保険証などの紛失

不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失うことはありません。預貯金については金融機関にご相談を。また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保険診療を受けられます。

□境界標や石垣の基礎部分について

土地の境界に特定に役立つので、保存に努めましょう。

□運転免許証の有効期限延長

特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。

□廃車手続（運輸局・運輸支局）

津波で自動車が流された場合、手続を緩和して抹消登録申請ができる場合あり。運輸局、運輸支局に

相談を。

②お金の支援制度（もらえる）

□被災者生活再建支援法による給付（県・福祉課）

※④を参照（最大300万円）

□災害弔慰金法による給付（福祉課）

- ・災害弔慰金（遺族に最大500万円）
- ・災害障害見舞金（重い後遺障害に最大250万円）

□見舞金（福祉課）

住居の全壊被害の場合には10万円の見舞金をお支払する制度があります。

□生活保護（福祉課）

避難所等の避難先での申請が可能です。義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

③お金の支援制度（借りられる）

□災害弔慰金法による貸付（福祉課）

災害援護資金制度（負傷・住宅被害 最大350万円）

□生活福祉資金制度（社協）

- 緊急小口資金（10万円・無利子）
- 災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）

□母子父子寡婦福祉資金貸付金（子育て応援課）

被災者には償還金の支払猶予措置もあり。

□年金担保貸付、労災年金担保貸付（独立行政法人福祉医療機構）

年金額の8割かつ200万円以内など、使途は保健・医療や住宅改修資金など。

□恩給等担保貸付（日本政策金融公庫等）

恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。

□不動産担保によるリバースモーゲージ貸付（住宅金融支援機構）

60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例もあり。



④住宅の修理・再建の支援制度

□被災者生活再建支援法（県・福祉課）

- ・基礎支援金：被災証明の認定に応じてもらえる（全壊、解体※、長期避難に各100万円、大規模半壊50万円）※半壊や敷地被害で住宅をやむなく解体の時
- ・加算支援金：基礎支援金に加えてもらえる（住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）
- ※中規模半壊は、上記加算支援金の各半額のみ支給
- ※賃借人も対象。市との制限はありません。
- ※単身世帯は4分の3の金額

□住宅の応急修理（県・都市計画課）

半壊等の被害を受け自らの資力では応急修理することができず、応急修理によって避難所等への避難が不要になると見込まれる者について、応急修理の費用を損壊の程度に応じて一部支給するものです。（ただし原則、応急仮設住宅の利用ができなくなります。）

□公費解体（環境推進課）

大規模災害時、全半壊家屋は公費（無償）で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理等の判断のために被災度区分判定（日本建築防災協会・有料）の利用も検討を。

□生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付（社協）

250万円（無利子～1.5%）、所得要件等あり。

□母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（子育て応援課）

住宅の補修費について200万円以内で貸付。

□災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）

被災証明のある人が、住宅を建設、購入、修理する際の融資制度。

□自治体独自の支援制度

被災後に自治体ごとに検討され実施される支援制度があります。自治体からの情報をこまめに確認しましょう。

⑤応急仮設住宅・公営住宅への入居

□災害救助法の応急仮設住宅（都市計画課）

全壊等により居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない人が無償で入居できます。

□公営住宅への入居（都市計画課）

災害時は、入居要件を緩和できる場合があります。

⑥被災ローン減免制度（二重ローン対策にも）

□制度を利用できる人

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅ローン、事業性ローン、自動車ローン、教育ローンなどの債務の弁済が難しくなった個人が利用できます。

□制度の概要

- ア 現預金500万円、及び生活再建支援金、義援金※、災害弔慰金、家財地震保険金（250万円まで）等を手元に残した上で、残ローンの減免を受けられます。
※差押禁止立法化が必要
- イ 信用情報登録機関に登録されないの、新たな住宅ローン借入の可能性あり。
- ウ 連帯保証人も原則として履行を求められません。
- エ 国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。

□問い合わせ先

制度の利用可能性がある場合には、金融機関とリスクを行う前に、弁護士会やメインバンクに相談を。メインバンクから制度利用の同意書をもらい弁護士会に提出することがスタートです。
※詳しくは「自然災害債務整理ガイドライン」で検索

⑦子ども・教育の支援制度

□保育所等の利用負担（こども政策課）

保育料の減免。

□教科書等の無償給与（災害救助法、県・学校教育課）

小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。

□特別支援教育就学奨励事業（県・教育総務課）

学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

□小中学生の就学援助事業（県・教育総務課）

就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

□高等学校授業料等減免措置（県・各学校）

授業料、受講料、入学料、受験料の減免・猶予。

□大学等授業料等減免措置（各学校）

学校により異なりますが、授業料等の減免・猶予があります。

□国の教育ローン（日本政策金融公庫等）

入学資金、在学資金等の融資。一人当たり350万円以内。

⑧雇用関係の支援制度

□労災保険の支給

労働者が工作中や通勤中に、地震・豪雨等により建物が崩壊したこと等が原因となって受傷した場合には、労災保険の給付を受けられます。

□雇用保険の失業給付（ハローワーク）

災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当の支給が受けられます。

□未払賃金立替払制度（労働署・労働者健康安全機構）

事業主が倒産した場合に未払給与や退職金の立替払を受けられる場合があります。

⑨事業関係の支援制度

□雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）

地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れる場合があります。

□小規模事業者経営改善資金（マル経融資）（商工会議所・商工会）

商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。

□農林漁業者に対する資金貸付（日本政策金融公庫等）

□災害復旧貸付（日本政策金融公庫・商工中金等）

災害により被害を受けた中小企業等に対する事業所復旧のための資金貸付。

□セーフティネット保証・災害関係保証（信用保証協会）

一般保証とは別枠で保証。無担保8000万円、最大2.8億円

□なりわい再建支援補助金（中小企業特定施設等復旧費補助金）（県）

この制度が適用されると、被災県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設・設備等の復旧・整備について補助がなされる場合があります。

⑩税金・保険料などの減免制度

□地方税の減免・猶予（県・税務課）

住民税、固定資産税などが対象。

□国税の減免・猶予（税務署）

申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。

□医療保険・介護保険（健保組合・市民課（国保）・長寿介護課（介護保険））

保険料や窓口負担減免の制度があります。

□公共料金、使用料、保育料、放送受信料など（県・市・関係事業者）

災害時の特別措置がとられる可能性があります。

支援情報を更に詳しく知りたいときは

内閣府の被災者支援情報ページ



内閣府作成のリーフレット
(被災者支援に関する各種制度の概要)



本冊子と菊川市防災ハザードマップを
一緒に保管しておきましょう

本冊子に関する問い合わせ先
菊川市 危機管理部 危機管理課
TEL 0537-35-0923
FAX 0537-35-2200

本冊子の作成にあたり、「ふじのくに防災士 菊川市委員会」に御協力いただきました。